小中学校保護者の方へ

学校への携帯電話の持ち込み許可申請書について

豊前市教育委員会

本市では、携帯電話については小・中学校における教育活動に直接必要のないものであることから、小・中学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止としています。

ただし、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合や、その他のやむを得ない事情（例えば、登下校時の児童生徒の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど）の場合においては、原則保護者が学校長に対し、携帯電話の持ち込みの許可を申請する形で個別に対応しています。

ついては、持ち込みが必要な場合は、下記の持ち込み条件をご理解の上、持ち込み許可申請をしてください。どうしても持ち込む必要があると学校長が判断した場合に限り、許可いたします。

【携帯電話（スマホ）等の持ち込み条件】

① 学校では、下記の「持ち込まなければならない理由」以外の使用はできません。

② 学校では、担任に預けてください。（自分で持っていて、破損や紛失した場合など、学校では責任を持つことができません。）

③ 持ち込みの必要がなくなった場合はすぐに学校へ連絡してください。

児童・生徒の健全育成のため，ご理解とご協力をお願いします。

---------- 切り取り線 ----------

学校長　殿

携帯電話の持ち込み許可申請書

【次の持ち込み条件を守ります】

① 学校では下記の「理由」以外の使用はしません。

② 学校では担任に預けます。

③ 持ち込みの必要がなくなった場合はすぐに学校へ連絡します。

携帯電話を持ち込まなければならない理由	
申請者（保護者名）	持ち込む児童・生徒名
印	